議事要旨(2) IASBにおける保険契約プロジェクトの検討状況

冒頭、新井副委員長より、9月の IASB 会議における保険契約に関する審議内容の概要説明がなされ、その後、丸岡専門研究員より審議資料に基づき、有配当契約の取扱い、IFRS 第9号「金融商品」と新たな保険契約基準の相互関係に関する審議内容の詳細な説明がなされた。説明に対する委員からの主なコメントと、それらに対する事務局からの回答は次のとおりである。

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - ▶ IFRS 第9号との関係については、既に過去の企業会計基準委員会で発言をしているので、保険契約基準に関する懸念点を指摘する。IASB は本年中に保険契約の審議を終了させる意向であるが、直接連動の有配当契約と間接連動の有配当契約との間や有配当契約と無配当契約の間のクリフ効果の問題、集約レベル、相互扶助の適用範囲など、関係者の関心が高い課題はまだ残っていると認識している。特に、有配当契約と無配当契約の間のクリフ効果により、企業間の財政状態及び財務業績の表示が大きく異なる可能性がある点に懸念がある。
 - ➤ 投資収益と引受収益の泣き別れの問題に関して、移行日時点の CSM を公正価値で測定する措置は無配当契約に関する暫定決定である一方、移行日時点の AOCI の残高をゼロにする措置は有配当契約に関する暫定決定である。このため、現時点においては、有配当契約における移行日時点の泣き別れの問題が解消しているといえるかは不明確であると考えている。
 - ▶ 今までの IASB における暫定決定の内容を踏まえると、2013 年の改訂公開草案から大きく変更されているため、最終的な基準の内容を確認しなければ、評価が出来ないと考えている。表現ぶりに関しても、有配当契約の説明に用いられていた「基礎となる項目からのリターンに連動」という表現が「市場変数の変動に連動」に変わるなど、改訂公開草案からの表現の変更がみられるが、その意図する点や解釈の変更の有無が不明であり、この点も懸念される。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- ➤ 有配当契約と無配当契約は境目のない形で会計処理すべきとのご意見かと思われるが、IASBでは、無配当契約に基づく一般モデルを有配当契約に適用するにあたってどのように修正すればよいのかというアプローチで審議を行ってきており、これまでの暫定決定を踏まえると、保険契約の性格や内容に基づき、適用する会計処理を分ける形としてきたと理解している。
- ▶ 9月に開催された ASBJ の保険契約専門委員会においても、「基礎となる項目からの リターンに連動」という表現から「市場変数の変動に連動するキャッシュ・フロー」 に変更したことに伴い、解約に伴うキャッシュ・フローが含まれることになるのか

否かという議論があったが、9月の IASB 会議での審議の中で解約に伴うキャッシュ・フローは含まれないという見解が IASB スタッフから示されている。表現の変更に関しては、変更による影響を慎重に検討する必要があると考えており、我が国の関係者からの意見も踏まえて、引き続き IASB 関係者にアプローチしていきたいと考えている。

- ➤ IFRS 第9号との関係では、IFRS 第4号を改正する公開草案が今年12月にもIASB から公表される予定であるが、デュー・プロセスや適用される会計処理に関してコメント・レターの検討を行っていきたいと考えている。
- ある委員より、次のコメントがあった。
 - ▶ 市場変数の変動の影響に関する純損益又は 0CI への表示について、企業の会計方針の選択とした暫定決定の背景を教えていただきたい。
 - ▶ 延期アプローチについて、保険活動が企業にとって大半を占める主要なものである場合に認めるという暫定決定をしているが、適用対象とならない企業への影響も考慮すると、そのような取扱いにすることに関して疑問であり、どのような議論がなされたのか。また、延期アプローチの適用を 2021 年以降は認められないことした趣旨をお伺いしたい。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- ▶ 2013年の改訂公開草案では、無配当契約に適用される一般モデルにおいて割引率の変動の影響を 0CI に表示することを要求していたが、純損益への表示を求める市場関係者の意見等を踏まえ、0CI 又は純損益への表示を企業の会計方針の選択とすることが IASB で暫定決定されていた。そして、今般、有配当契約においても、無配当契約と同様の取扱いとする形で暫定決定されたということである。なお、ASBJ としては、以前から、会計方針の選択ではなく使い分けにすべきと主張してきている。
- ▶ 延期アプローチに関しては、IASBの暫定決定に基づくと、金融コングロマリット内における保険会社においては延期アプローチを適用できない場合がありうるため、欧州の関係者からは IASBの暫定決定の内容に対して懸念が示されている。しかし、IASBでは業種別の会計基準を策定しないというスタンスに基づき、負債総額に対する保険契約負債の割合に基づいて適用の可否を判断するということとしたと理解している。延期アプローチの適用期限に関しては IASB 会議での審議の中で無期限に適用可能とすることに対して懸念が示されたことも踏まえて、暫定決定したと理解している。また、延期アプローチを 2021 年以降開始する事業年度に適用することを認めないこととした点については、IASBでは、本年内に審議を終了し、来年中には新しい保険契約基準を公表するというスケジュールを念頭においているようである。

以上